○総務省告示第八十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第六項において準用する同法第二十一条第一項の規定に基づき、次の政治団体の代表者であった者より、当該政治団体が解散した旨の届出があったので、同法第二十七条第六項において準用する同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月十三日

総務大臣　新藤　義孝

政治団体の名称	政治団体の代表者であった者の氏名	政治団体が解散した年月日
みどりの風	谷岡　郁子	平成二十五年十二月三十一日

○総務省告示第八十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出及び第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出について、社会民主党から訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第百十二号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）及び平成二十五年総務省告示第二百十号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年三月十三日

総務大臣　新藤　義孝

社会民主党から、訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第百十二号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の三の項㈨中「二四四」を「二四三」に改める。平成二十五年総務省告示第二百十号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の社会民主党の項中「二四三」を「二四四」に改める。

○総務省告示第八十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、併せて同条第三項の規定による届出及び同法第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第二百九十号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）及び平成二十五年総務省告示第三百五十六号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年三月十三日

総務大臣　新藤　義孝

社会民主党から、平成二十五年十二月九日に、同党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数が平成二十五年二月二十八日に「二四二」から「二四一」に、平成二十五年三月二十九日に「二四一」から「二三九」に異動した旨届出があった。

社会民主党から、訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第二百九十号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の社会民主党の項（平成二十五年四月十日に届出のあった部分に限る。）中「二四二」を「二四一」に改め、社会民主党の項（平成二十五年四月三十日に届出のあった部分に限る。）中「二四一」を「二三八」に、「二四二」を「二四〇」に改める。平成二十五年総務省告示第三百五十六号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の二の項㈨中「二四一」を「二三八」に改める。

○総務省告示第八十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出について、日本維新の会から訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第三百五十五号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年三月十三日

総務大臣　新藤　義孝

日本維新の会の項（平成二十五年八月八日に届出のあった部分に限る。）中「一七一」を「一七二」に改める。

○総務省告示第八十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出及び第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出について、民主党から訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第百十二号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）及び平成二十五年総務省告示第二百十号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年三月十三日

総務大臣　新藤　義孝

民主党から、訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第百十二号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の九の項㈨中「五六四」を「五六一」に改める。平成二十五年総務省告示第二百十号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の民主党の項（平成二十五年二月十四日に届出のあった部分に限る。）中「五六二」を「五五九」に、「五六四」を「五六一」に改める。

○総務省告示第八十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、併せて同条第三項の規定による届出について、訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第三百五十五号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年三月十三日

総務大臣　新藤　義孝

民主党から、平成二十六年一月十四日に、同党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数が平成二十五年三月三十一日に「五三八」から「五三五」に、平成二十五年五月三十一日に「五四七」から「五四四」に異動した旨届出があった。

民主党から、訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第三百五十五号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の民主党の項（平成二十五年七月十八日に届出のあった部分に限る。）中「五五一」を「五四六」に、「五六二」を「五五九」に改め、民主党の項（平成二十五年八月八日に届出のあった部分に限る。）中「五四七」を「五四二」に、「五五一」を「五四六」に改める。

○総務省告示第八十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出及び同法第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、公明党から訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第百十二号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）及び平成二十五年総務省告示第三百五十六号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年三月十三日

総務大臣　新藤　義孝

公明党から、訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第百十二号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一の項㈦中「福岡県中央区赤坂三―九―一八」を「福岡県福岡市中央区赤坂三―九―一八」に改める。平成二十五年総務省告示第三百五十六号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一の項㈦中「福岡県中央区赤坂三―九―一八」を「埼玉県上尾市仲町一―四―一六」に改める。

○総務省告示第九十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十三日

総務大臣　新藤　義孝